

「真理はわれらを自由にする」について

昭和44年度文学部史学科卒

新 孝一

別府大学の建学の精神が「真理はわれらを自由にする」であることはよく知られている。大学の正門を入るとこの言葉を刻んだ石碑が見えてくる。私は建学の精神について聞いたことはあったが、在学中に建学の精神を意識したことはなかった。

私は本学を卒業すると徳島県立図書館に勤務した。赴任後しばらく経って国立国会図書館を訪れた。国会図書館はわが国最大の図書館であり、図書館の図書館として全国の関係者から崇められている。緊張しながら建物の中に入つて行くと、「真理がわれらを自由にする」という言葉が目に飛び込んできた。この言葉こそ国立国会図書館の設立主旨であると説明を受けた。

そう言えば学生時代に、国立国会図書館の設立主旨は「真理がわれらを自由にする」と教わったことを思い出した。同時に、この言葉はどこかで聞いたことがあると考えていた。やがて別府大学の建学精神であることに気づいた。もっとも「真理はわれらを自由にする」と、「真理がわれらを自由にする」とでは意味は違つてくるが、それでもあまりの偶然に驚いた。図書館員にとって国立国会図書館は特別な存在である。その設立主旨と母校の建学精神が同じだったことに不思議な縁を思い合わせ、深い感動をおぼえた。あれから30数年経過して私はまもなく定年である。この歳になって「真理はわれらを自由にする」という言葉をあらためてかみしめている。

周知のように国立国会図書館法は昭和23年2月4日衆参本会議で可決成立している。この法律には憲法や教育基本法と同じように前文がある。前文のある法律はきわめて珍しい。その前文に「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」と明記されている。

国立国会図書館によると、真理がわれらを自由にするという言葉は、新約聖書ヨハネ福音書第8章32節の「・・・真理は、あなたがたに自由を得させるであろう。」からとったものであり、英語の聖書では、"The truth shall make you free." であるが、国立国会図書館法の英訳では "The truth makes us free." としている。また、この言葉が法案に盛り込まれたのは、聖書本来の意味というより「民主政治は何よりもまず人間の理性、道理と真実に基づいておく政治でなければならない。(中略)。国会図書館はこうした民主政治を樹立し、文化国家を建設する為の極めて大切な基礎条件の一つである。何よりも真実をつかみ、真理をとらえようとする態度が大切であり、真の自由はそうした中から得られるものである。」と記されている。(森戸辰男「国会図書館設置に関する決議案」(昭和21・10・12)『国立国会図書館三十年史』1979所収)

国立国会図書館法案作成に尽力し、当時参議院図書館運営委員長であった羽仁五郎は、国立国会図

書館の設立の使命として「真理はわれらを自由にする。これがこの国会図書館法案の全体をつらぬいている根本精神であります。今日のわが国民の悲惨の現状は、従来の日本の政治が真理にもとづかないで、虚偽に立脚していたからであります。(中略) 真理はわれらを自由にする。この確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和に寄与すること。」であると述べている。(羽仁五郎「委員長報告・国立国会図書館法について」『図書館の論理－羽仁五郎の発言』日外アソシエーツ 1981所収)

羽仁五郎は戦前、治安維持法違反で獄中の人となったが、あくまで非転向を貫き通した強靭な意志の持ち主として知られる。したがって自らの体験から治安維持法の復活だけはなんとしても防ぎたい、その為に合理的な十分の資料に基づいた立法活動のできる国会が重要である。羽仁はドイツ留学中にフライブルグ大学図書館で銘文を見て感銘をうけ、これこそ国立国会図書館にふさわしい言葉だと考えたという。(同上書)

開館して間もない国立国会図書館職員研修(昭和23年10月13日開催)特別講義において初代副館長中井正一は「人間は無限の可能性の自由があり、いろいろ生活の仕方が生まれて来た。(中略) 真理そのものは常に我々の手探しの中にあり、我々は如何なる形をもって真理を手探ししようとしているのか、このことを我々は考えねばならぬことになったのである。」として、真理はわれらを自由にするという命題を個人としてではなく集団的組織として探ろうと問いかけている。(中井正一「真理は我々を自由にする」『論理とその実践－組織論から図書館像へ』てんびん社 1972所収)

中井正一も京都大学文学部哲学科講師時代に治安維持法で検挙された経験がある。戦後は尾道市立図書館長を経て、創設されたばかりの国立国会図書館副館長に招聘された。また日本図書館協会理事長として、図書館法の設立をはじめわが国の図書館界をリードした偉大な人物であり、副館長在職のまま52歳で病死した。

いずれにしても、国立国会図書館法の前文に明記された「真理がわれらを自由にする」という言葉がその後の図書館界に与えた影響は計り知れない。この言葉が盛り込まれたのは当時の社会情勢と密接に関連している。敗戦の混乱から復興し、民主政治確立の重要性と文化国家の建設が急務であったこと、その礎として国立国会図書館の役割があり、根本原理としてこの言葉が適當であると考えられた結果であろう。

憲法や教育基本法の改正論議が話題となる今日の社会情勢では、この言葉を法律の前文に盛り込むことは不可能であろう。しかし、「真理はわれらを自由にする」という言葉は永遠不滅の命題であると確信している。